

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱について【補足事項】

令和３年３月２６日

最終改正：令和８年１月２２日

１ 交付の申請について

- (１) 交付要綱第３条（６）の「大臣が別に定める災害」は、次の表の左欄に掲げる災害とし、「指定災害ごとに大臣が別に定める地域」は、同表右欄に掲げる地域とする。

災 害	地 域
令和２年７月豪雨による災害	熊本県球磨村及び山江村

- (２) 交付要綱第３条（７）②の「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、過去に総務省が行った補助事業とする。
- (３) 交付要綱第３条（８）③の「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、過去に総務省が行った補助事業とする。
- (４) 交付要綱第６条第１項の「大臣が別に定める日」は、原則として６月３０日とする。

２ 財産の処分制限期間について

- (１) 交付要綱第１８条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (２) 交付要綱第１９条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

３ 交付対象施設等について

- (１) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等、工事に必要な経費が含まれる。
- (２) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (３) 交付要綱第３条（２）の「別に定める年数」は、設備の方式に応じて次に定めるとおりとする。
- ア ＦＴＴＨ方式 設置後１０年
- イ ＨＦＣ又は同軸方式 設置後１３年
- (４) 交付要綱第３条（９）の「別に定める年数」は、設備の方式に応じて次に定めるとおりとする。
- ア ＦＴＴＨ方式 設置後１０年
- イ ＨＦＣ又は同軸方式 設置後１３年
- (５) 交付要綱第５条の表のケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業（ケーブルテレビ光化等整備支援事業に限る。）の項及びケーブルテレビネットワークの耐災害

性強化事業（ケーブルテレビ複線化等整備支援事業に限る。）の項の「大臣が別に定める地域」は、次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域において事業を行うものに限る。

- ① 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
- ② 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- ③ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
- ④ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
- ⑤ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
- ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
- ⑦ 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。また、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、過疎地として取り扱う。この場合において、令和8年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和9年度以降（特別特定市町村については、令和9年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和10年度以降）に繰り越したもののについても同様に扱う。）

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第12条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第21条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包

括承認事項のほか、次のとおりとする。

ア 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合

イ 間接補助事業者から補助事業者への無償の転用である場合

ウ 連携主体に属する者から同一の連携主体に属する他の者への無償の転用である場合

エ 補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

オ 現に補助金が交付又は交付決定されている補助事業において、地域における放送ネットワークの整備を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させ、又は無償で譲渡する場合並びに本事業で設置した施設及び設備の一部を取り壊し、又は廃棄する場合

カ オ以外により利用させる場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が補助事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、補助事業者又は間接補助事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、補助事業者又は間接補助事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。

キ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金のうち第3条（6）ケーブルテレビ施設災害復旧事業、同条（7）②ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業、同条（8）③ケーブルテレビ関連設備災害復旧事業又は同条（9）②ケーブルテレビ等関連設備災害復旧事業により補助事業者（市町村、市町村の連携主体が復旧したものに限る。）が復旧した施設又は設備の一部又は全部を、当該補助事業者たる市町村、市町村の連携主体の維持管理等に係る人的及び財政的負担の軽減を図ることを目的として、民間の有線テレビジョン放送事業者又は電気通信事業者が無償で譲渡する場合（当初の整備事業からの経過年数が10年以上であって、当該復旧事業から10年以上の維持管理が見込まれるものに限る。）

ク 補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がないと認められる場合であって、他の補助事業又は無線システム普及支援事業費等補助金の対象となる事業の実施に伴って、本事業により整備された施設又は設備に新たに施設又は設備を追加する場合、本事業により取得した財産を交換する場合並びに本事業により整備された施設又は設備を取り壊し、及び廃棄する場合

ケ 激甚災害により被害を受けた地域において設置された応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成した場合であって、補助事業者が処分するものである場合

- (3) 交付要綱第20条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

5 その他

交付要綱に定める様式第1号から様式第13号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類を除く。）。

別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設備
- 20 構内柱
- 21 予備送受信機
- 22 1 から 21 までに掲げるものに類する施設・設備